■4　安全に安心して暮らせるまち

26 昼間区民への災害時支援体制を確立します

平日の日中に大災害が発生した場合に予想される、多くの帰宅困難者への対応や支援体制を整備します。

現状と課題

- 千代田区では、交通機関の不通等により、日中 57 万人もの帰宅困難者が発生し、地域での混乱が予想されるため、その対策が求められています。

日中 57 万人とされる帰宅困難者

区内在勤・在学者のうち、約 70%が帰宅困難者になると予想されている。

帰宅困難者防災訓練

課題解決の方向性

- ターミナル駅を中心とする「帰宅困難者対策地域協力会」の支援をします。
- 帰宅困難者対策の定期的な訓練を実施します。
- 住民・事業者・行政等との連携を強化します。

めざすべき５年後の姿

- 地域や関係機関との連携による、実効性の高い帰宅困難者に対する支援体制が確立されている。
- 帰宅困難者支援場所、備蓄倉庫（備蓄物資）が充実している。

５年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
帰宅困難者防災訓練	事業所と行政が互いに連携し、帰宅困難者の避難誘導訓練、被害情報・備蓄物資の提供訓練、混乱防止のための「あわてて帰宅しない」ことの普及啓発などを行う、帰宅困難者防災訓練を毎年１回実施します。
帰宅困難者対策地域協力会	東京駅・有楽町駅周辺地区、富士見・飯田橋駅周辺地区、四ッ谷駅周辺地区、秋葉原駅周辺地区に、事業所・町会中心の防災組織として設置されている帰宅困難者対策地域協力会を側面から支援し、災害時には区と協力会が連携・協力して、帰宅困難者への支援を行います。
帰宅困難者用備蓄倉庫・備蓄物資の整備拡充	帰宅困難者支援場所の周辺に備蓄倉庫を整備し、給水袋、携帯食料、携帯トイレなどを配置します。
備蓄物資等費用助成	町会等の自主防災組織と一体となって、日頃から地域の防災活動や災害時要援護者の救援・救護などの減災対策に取り組む企業・事業所やマンション管理組合に対し、備蓄物資購入費用の一部を助成します。

帰宅困難者支援場所の指定

都心部を中心とした大規模災害への対策として、区民（昼間区民を含む）と行政とが互いに連携し、総合防災訓練や帰宅困難者を支援するための備蓄物資の整備を行っています。

帰宅困難者支援場所
①皇居外苑
②北の丸公園
③皇居東御苑
④日比谷公園
⑤外濠公園
⑥真田堀運動場

千代田区第３次基本構想の視点

１　安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち
４　災害に強く、だれもが安心して活動できるまち

施策番号	４－26
担当部署	環境安全部

平成 23 年度　施策評価シート

■対象施策

分野	安全に安心して暮らせるまち
施策	**昼間区民への災害時支援体制を確立します**
めざすべき５年後の姿	●地域や関係機関との連携による、実効性の高い帰宅困難者に対する支援体制が確立されている。 ●帰宅困難者支援場所、備蓄倉庫（備蓄物資）が充実している。
現状と課題	●千代田区では、交通機関の不通等により、日中 57 万人もの帰宅困難者が発生し、地域での混乱が予想されるため、その対策が求められています。
課題解決の方向性	●ターミナル駅を中心とする「帰宅困難者対策地域協力会」の支援をします。 ●帰宅困難者対策の定期的な訓練を実施します。 ●住民・事業者・行政等との連携を強化します。
施策概要	区では、大地震に備え、避難所や区立施設、民間の協力のもとで設置している備蓄倉庫等に、発災後 3 日間程度に必要な物資を備蓄しています。さらに、企業・事業所の自助を進めるため、企業・事業所に対して、備蓄物資購入の費用助成を行っています。 また、昼間人口が 85 万人ともいわれる本区では、大地震が起こった場合、在勤・在学者等多数の帰宅困難者の発生が懸念されます。そうした事態に備え、区では地元企業で構成する帰宅困難者対策地域協力会を中心として、発災時の帰宅困難者への対応を想定した帰宅困難者対応訓練を実施しています。 東日本大震災の教訓を踏まえ、これらの事業の見直しを進めるとともに、帰宅困難者を受け入れられる民間協力施設をさらに確保するため、企業等に一時受入に関する協定等の締結を働きかけています。

■施策経費

	単位	22 年度	23 年度（決算は見込み）	24 年度
事業費	千円	予算　29，364千円	予算　29，957千円	予算　23，732千円
		決算　16，050千円	決算　12，044千円	―
区民一人当たりコスト	円	332円	245円	―

■施策の成果と達成状況

内部評価	施策の成果と達成状況	目指すべき 5 年後の姿（1）「地域や関係機関との連携による、実効性の高い帰宅困難者に対する支援体制が確立されている。」（2）「帰宅困難者支援場所、備蓄倉庫（備蓄物資）が充実している。」を実現するため、①帰宅困難者を対象とした訓練の見直し②帰宅困難者対策地域協力会の支援③帰宅困難者用備蓄物資の整備拡充④企業・事業所等の防災力向上のための助成制度⑤帰宅困難者一時受入施設の確保などの取組みにより施策（26）を推進してきました。 57 万人もの帰宅困難者に対応するためには、区の対策のみでは限界があります。このため、「協助」の観点から区内ターミナル駅を中心とする帰宅困難者対策地域協力会を発足させるとともに設立後の活動を支援しつつ、平成 15 年度から帰宅困難者避難訓練を行ってきました。東日本大震災を契機に従来の訓練を見直し、震災時に課題となった情報伝達や帰宅困難者の受け入れ等、実践的な内容に訓練を改めました。さらに、平成 24 年度からは従来の企業・事業所等を対象とした補助金の支給要件を緩和し、町会加入の企業等の補助率を引き上げるとともに未加入の企業等も対象としました。（補助率は加入の有無により異なります）また、一度限りではなく 3 年ごとの利用が可能になるなど、企業等の自助を促進するために、利用しやすい制度に改めました。 また、従来から区内大学やホテルと締結していの帰宅困難者の災害時受け入れに関する協定の締結先をさらに拡大し、大規模集客施設やオープンスペースのある民間ビルなど、協力いただける施設を可能な限り確保していきます。 これらの取組みを総合的に進めていき、目指すべき 5 年後の姿の実現に向けて取り組んでいきます。
	課題と今後の対応	帰宅困難者対策地域協力会加入促進に関しては、加入のメリット等をわかりやすく示しつつ、参加企業を拡充していきます。また、民間企業等による帰宅困難者受入協定締結については、受入時の責任区分の明確化など、協定締結へのボトルネックを分析し、区として必要な措置を検討することが重要であると考えます。その際には、協定締結の実績のある他区へヒアリングを実施するなどして、着実に協定締結先を増やしていく方策を検討していきます。

■事務事業評価（５年後の姿を実現するための主な取組み）

主な取組み（事務事業名）		基本計画目標達成へ向けた進捗状況				
帰宅困難者用備蓄物資の整備拡充		実績		目標		
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指標	備蓄倉庫の備蓄物資再整備	—	59箇所	67箇所		
予算	22 年度事業費予算　4，022千円	23 年度事業費予算　12，079千円		24 年度事業費予算 予算統合のため予算額明記できず		
決算	22 年度事業費決算　3，979千円	23 年度事業費決算（見込み）　5，148千円		—		
事業の成果と達成状況	指標・目標値として挙げている「備蓄倉庫の備蓄物資再整備　67 か所」に備蓄する物資は、帰宅困難者用に限定したものではなく、避難所や二次避難所への避難者等に提供するものも含めたものとなっています。23 年度末時点で備蓄倉庫は 59 か所であり、引き続き 67 か所への配備を進めていきます。平成 23 年度は、東日本大震災の教訓を踏まえ、帰宅困難者用の備蓄物資を民間倉庫等に再配備する一方、6 か所の帰宅困難者支援場所のあり方を見直し、区民・昼間区民を問わず災害時に一時的に退避するための場所である「災害時一時退避場所」として位置づけました。「災害時一時退避場所」では物資等の配布は行わず、危険回避と情報提供の場として災害時に運営されます。					
分類	拡充	継続	統合	縮小	廃止・完了	
今後の方向性	従来の帰宅困難者支援場所での物資配給から、大規模集客施設等の民間の協力施設である「帰宅困難者一時受け入れ施設」での備蓄及び物資配給に改めていきます。 備蓄物資に関しては、災害当初の３日間を乗り切るための飲料水や携帯食料、簡易トイレの他、毛布や防寒用ブランケット、情報提供のためのホワイトボードやトランジスタメガホンなど、真に必要な物資を重点的に配備していきます。					

主な取組み（事務事業名）		基本計画目標達成へ向けた進捗状況				
帰宅困難者対応訓練		実績		目標		
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指標	一斉防災訓練参加者数	—	25,441 人	30,000 人		
予算	22 年度事業費予算　10，243千円	23 年度事業費予算　9，878千円		24 年度事業費予算　9，832千円		
決算	22 年度事業費決算　6，171千円	23 年度事業費決算（見込み）　1，039千円		—		
事業の成果と達成状況	帰宅困難者対応訓練に先立って行われた国内初となる一斉防災訓練（シェイクアウト訓練）には、25,441 人が参加し、その後引き続き各地域協力会や帰宅困難者一時受入施設等で実施された訓練には 1,115 人が参加しました。自助の向上を目指す一斉防災訓練参加者数は目標値 1 万人を大幅に超え、従来の訓練参加者数を大きく上回りました。また、東日本大震災の教訓から「徒歩帰宅訓練」を廃止するなど訓練内容を見直し、帰宅困難者の発生を抑制するとともに、災害時に必要な情報伝達や帰宅困難者一時受け入れ施設の運営などの実践的な方向に重点を置き、本事業の有効性を向上させました。帰宅困難者の支援体制の確立には不断の訓練内容の見直しと実践的な訓練実施が不可欠であり、本事業の施策（26）への貢献度は非常に高いと考えられます。					
分類	拡充	継続	統合	縮小	廃止・完了	
今後の方向性	帰宅困難者は未然にその発生を抑制することが重要です。その意味において、帰宅困難者対応訓練の実施及び帰宅困難者受入施設の確保と並行し、「あわてて帰宅しない、企業でも最低３日分の備蓄を」などの普及啓発により重点的に取り組んでいく必要があります。また、地震発生時に適切な初動対応が出来ず怪我をすれば、状況確認後に帰宅すること自体困難となることから、初動訓練である一斉防災訓練を引き続き帰宅困難対応訓練の一部として実施していきます。あわせて、こうした訓練実施を通じた普及啓発について、他区や東京都との広域的な連携も視野に入れた検討を行っていきます。					

主な取組み（事務事業名）		基本計画目標達成へ向けた進捗状況				
帰宅困難者対策地域協力会		実績		目標		
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指標	帰宅困難者対策地域協力会の会員増加率	―	2%増	3%増	3%増	3%増
予算	22 年度事業費予算　4，000千円	23 年度事業費予算　4，000千円		24 年度事業費予算　4，000千円		
決算	22 年度事業費決算　4，000千円	23 年度事業費決算（見込み）　4，000千円		―		
事業の成果と達成状況	平成23年度『予算の概要』に掲載されている指標・目標値は「訓練参加団体数・60 団体」ですが、実際には東日本大震災の教訓を踏まえ徒歩帰宅訓練の廃止など訓練内容の大幅な変更があったことからこれを見直し、「帰宅困難者対策地域協力会の会員増加率・2%増」を指標・目標値としました。地域協力会は千代田区災害対策基本条例に基づく自主防災組織ですが、地域防災力向上のため区としても加入促進を支援した結果、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて地域協力会の会員団体数は 136 団体から 139 団体へと3団体増加し、目標は達成しました。自主的な防災ネットワークの広がりが災害発生時の被害を最小限に止める基盤となるため、着実に会員団体を増やしていくことは本事業の効果を測る中間的な指標となります。本事業は、特に「協助」の側面からの施策（26）への貢献度が非常に高いと考えられます。					
分類	拡充	継続	統合	縮小	廃止・完了	
今後の方向性	地域協力会への参加団体を着実に増やしていくには、多くの従業員を抱える大企業等に率先して加入してもらうことによる波及効果を期することが重要と考えます。千代田区内には 500 人以上の従業員を抱える事業所が 214 ありますが、一つの目安として、平成 26 年度までに少なくともこの 7 割に相当する 150 社の会員団体数を目標とします。また、各地域協力会の口コミにより参加企業を拡充しているが、活動に関心を示している企業等を着実に捉え、地域協力会の加入メリット等をわかりやすく示して加入促進に繋げていきます。					

主な取組み（事務事業名）		基本計画目標達成へ向けた進捗状況				
企業・事業所等の災害対策		実績		目標		
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指標	●補助団体数増加率 ●調査の実施時期	1件	22件	●50%増（60 団体） ●平成 24 年9月末まで	●60 団体	●60 団体
予算	22 年度事業費予算　11，099千円	23 年度事業費予算　4，000千円		24 年度事業費予算　9，900千円		
決算	22 年度事業費決算　1，900千円	23 年度事業費決算（見込み）1，857千円		―		
事業の成果と達成状況	22 年度は 40 事業所を補助対象として予算計上したが、制度の普及が十分でなかったため1件の実績であった。 23 年度は 22 年度同様予算計上し、普及に努めたことで目標の 40 件を満たさなかったが、22 件の実績であった。					
分類	拡充	継続	統合	縮小	廃止・完了	
今後の方向性	24 年度から、より事業所等の備蓄を促進するため、これまで1回限りとしていた補助を3年ごとに更新可能とした。また町会加入要件を見直し、町会に加入する事業所等よりも補助率が低くなるものの未加入でも申請可能とした。 震災以降、事業所等の防災意識は非常に高まっており、積極的に備蓄物資等の整備に取り組む状況がうかがえる。こうした中で備蓄物資の購入等に余力が回らない中小規模の事業所等に対しては、継続的に制度の普及に努め、新規及び更新申請を促進していく。					

主な取組み（事務事業名）		基本計画目標達成へ向けた進捗状況				
帰宅困難者一時受入施設の確保		実績		目標		
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指標	—	—	—	—	—	—
予算	22 年度事業費予算 —	23 年度事業費予算 —		24 年度事業費予算 —		
決算	22 年度事業費決算 —	23 年度事業費決算（見込み） —		—		
事業の成果と達成状況	帰宅困難者は区内全域で 57 万人発生すると想定されています。区としては、危険でなければ建物内に留まることを呼びかけており、帰宅困難者の発生を出来る限り抑制することが重要と考えています。一方、観光客などの来街者が一時避難できる民間施設をさらに確保する必要があり、集客施設や企業等に帰宅困難者一時受入協定の締結を働きかけています。平成 23 年度は、大妻女子大学、株式会社東京 FM 及び財団法人総評会館と協定締結に至りました（過去の実績は区内8大学、ホテルメトロポリタンエドモント及びホテルニューオータニ）。本取組みは、予算化された事務事業ではありませんが、区有施設等だけで帰宅困難者一時受入を対応することは困難であり、民間企業等の協力を引き出す本取組みの必要性は高く、施策（26）への貢献度は非常に高いと評価しています。					
分類	拡充	継続	統合	縮小	廃止・完了	
今後の方向性	民間企業等と帰宅困難者受入協定の締結をさらに進めるためには、受入時の区と受入先の責任区分の明確化などの課題がクリアされる必要があります。まずは、帰宅困難者受入協定の実績がある他区へのヒアリング実施などにより、協定締結へのボトルネックを分析し、区として必要な措置を検討するとともに、現在交渉中の民間企業等との交渉を引き続き着実に進めます。帰宅困難者の発生抑制とあわせ、一施設でも多くの受入施設の確保していくことにより本取組みの有効性を高めていきます。					

※本シートは、区民参加会議時点での事業部による内部評価であり、区民参加会議や外部評価の結果などを受け、今後その指摘事項等を反映する予定のため、現在の評価内容とは必ずしも一致しない。

５年後の姿を実現するための主な取組み（施策評価シート掲載事業）

事業名	事業目的 （何のために実施するのか）	事業の対象 （主に誰を対象とした事業か）	事業内容 （どのような事業か。直接実施の場合はその実施内容や規模、 間接実施の場合は、補助要件や金額などを具体的に記入）
帰宅困難者用備蓄物資の整備拡充	帰宅困難者の一時的な避難と円滑な帰宅が可能となるよう、備蓄物資を計画的に整備することを目的としています。	帰宅困難者	帰宅困難者用の簡易食料、給水袋、携帯トイレ等を民間備蓄倉庫等に整備しています。現在、帰宅困難者の一時的な避難と情報提供等を行う「帰宅困難者支援場所」は、区内に６か所あります（皇居外苑、皇居東御苑、外堀公園、北の丸公園、日比谷公園、真田堀運動場）。平成 23 年度は、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画の改定の中で６か所の帰宅困難者支援場所のあり方を見直すこととしました。具体的には、区民・昼間区民を問わず災害時に一時的に退避するための場所である「災害時一時退避場所」と位置づけ、物資提供はせず防災行政無線による情報提供のみを行う場所としました。これに伴い、平成 24 年度以降、帰宅困難者一時受入施設を一層拡大し、あわせて帰宅困難者用の備蓄物資を再整備していきます。
帰宅困難者対応訓練	大規模地震が発生した場合、交通機関の停止等により区内全域で約 50 万人（H24.5 東京都想定）の帰宅困難者の発生が予想されています。このため、住民・事業者・行政等が幅広く参加する訓練を実施し、区民や事業所等の防災意識の高揚を図るとともに、災害時の備えに対する検証・確認を行うことを目的としています。	事業所、防災機関等、住民	千代田区では、平成 15 年度から全国に先駆けて帰宅困難者避難訓練を実施しました。千代田区内全ての人を対象に、区と帰宅困難者対策地域協力会が主催する訓練です。平成 22 年度訓練では新たな試みとして「多言語支援センター」を設置し外国人への対応や防災意識の啓発を図りました。また、平成 23 年度からは東日本大震災の教訓を生かし、「徒歩帰宅訓練」を廃止するなど、より実践的な訓練に見直しました（平成 24 年３月９日実施）。あわせて訓練の名称も、帰宅困難者「対応」訓練に変更しました。また、平成 23 年度は、地震が発生したとの想定で訓練参加者が一斉に防御行動をとる「シェイクアウト訓練」を訓練帰宅困難者対応訓練の冒頭で行いました。シェイクアウト訓練を皮切りに、デジタル式無線機等の活用による情報受発信訓練、帰宅困難者への情報提供等支援訓練、帰宅困難者受け入れ施設の運営訓練等を実施しています。こうして「まずは身を守る」、「あわてて帰宅しない」など防災意識の啓発を図るとともに、災害時の備えに対する検証・確認を行っています。

帰宅困難者対策地域協力会	膨大な数の帰宅困難者対策は区のみでは困難であり、地域や事業所との連携・協力による対策が必要です。そのため、帰宅のための情報提供など、帰宅困難者支援を区と一体となって行う「帰宅困難者対策地域協力会」の活動を支援しています。	事業所、商店会、町会	平成 16 年１月から地元企業が主体となって「帰宅困難者対策地域協力会」が自主防災組織として設立され、現在は「東京」・「飯田橋」・「四ツ谷」・「秋葉原」の各駅周辺地域に４団体が組織されています。区は地域協力会に対して、帰宅困難者対策にかかる事業経費を補助しています（年間限度額 100 万円）。地域協力会は、平時には防災訓練等により地域防災力の向上に努め、災害時には帰宅困難者に対する情報提供等の支援活動を行うなど、都市部特有の問題である帰宅困難者対策に取り組んでいます。東日本大震災では、多くの帰宅困難者で駅周辺等が混乱しましたが、地域協力会は駅周辺での地図の配布や受入施設での毛布の配布、帰宅困難者への情報提供などの支援活動を実施しました。
企業・事業所等の災害対策	帰宅困難者対策では、帰宅困難者の発生を未然に抑制することが重要です。そのため区は、事業所等へ「あわてて帰宅しない」や「3 日分の備蓄」の普及啓発に努めています。しかし、平成 22 年度に実施した千代田区事業所防災アンケートでは、水・食料を「備蓄している」事業所は 31％であり、「備蓄の予定はない」と回答している事業所が 37％でした。多くの事業所で備蓄が進んでいないことから、備蓄率向上を図るため備蓄物資購入費用の一部を助成しています。	従業員 5 人以上 300 人未満の事業所	区内事業者がその従業員や顧客のために備蓄する物資の費用の一部を助成します。平成 23 年度までは、事業者が町会に加入していることが助成要件で助成率は一律２分の１でしたが、より利用しやすい制度とし、企業の備蓄率向上を図るため、平成 24 年度に助成要件を緩和しました。具体的には、「町会に加入してその活動に恒常的に参加しており、町会長の推薦がある事業所」は対象経費の３分の２、「この条件を満たさない事業所」は３分の１の助成率（いずれも限度額 10 万円）としました。また、これまで１回限りの申請でしたが、３年毎に助成金の申請をすることができるようにしました。なお、備蓄物資購入費用の助成は、地域防災組織（町会）やマンションに対しても行っており、平成 24 年度には助成制度間の整合性を図るとともに、いずれの制度についても助成対象の拡大などの要件緩和を行いました。
帰宅困難者一時受入施設の確保	帰宅困難者の発生を出来る限り未然に抑制するべく、なるべく事業所に留まることを呼びかけるとともに、来街者など留まるべき建物がない方等が一時避難できる民間施設をさらに確保していきます。	帰宅困難者	平成 23 年度末現在、区内 10 大学のうち、大妻女子大学、東京家政学院、二松学舎大学、日本大学、上智大学、専修大学、法政大学、明治大学の８大学と「大規模災害時における被災者受け入れに関する協定」を締結しています。未締結の日本歯科大学、共立女子大学とも現在協議中です。また株式会社エフエム東京、財団法人総評会館、ホテルメトロポリタンエドモント、ホテルニューオータニとも同様の協定を締結済みです。千代田区では、危険でなければ建物内に留まることを呼びかけており、帰宅困難者の発生を出来る限り抑制することが重要と考えていますが、観光客などの来街者が一時避難できる民間施設をさらに確保する必要があると考えており、集客施設や企業等に帰宅困難者一時受入協定の締結を働きかけています。今後は、区と受入先の責任区分の明確化などの課題をクリアし、協定締結先を拡大していきます。

５年後の姿を実現するための関連する取組み

事業名	事業目的 （何のために実施するのか）	事業の対象 （主に誰を対象とした事業か）	事業内容 （どのような事業か。直接実施の場合はその実施内容や規模、 間接実施の場合は、補助要件や金額などを具体的に記入）
防災意識の普及・啓発（起震車・防災講演会・防災貢献者表彰）	起震車： 　地震発生装置により模擬的に地震を体験し、いざという時に必要な行動や心構えを身につけることが目的です。 防災講演会・防災貢献者表彰： 　区民や事業所等の防災意識高揚を図ります。	起震車： 　千代田区内の事業所・学校・町会・マンション等の団体 防災講演会・防災貢献者表彰： 　区民、区内事業所、在勤者等	起震車： 　起震車による地震体験乗車を希望する区内事業所等のため、起震車を運行しています。体験乗車を通じて地震の怖さを知り、自宅で、会社で、学校で起こったら、などさまざまな状況を想定して、身の安全を守るためには何をすべきか等について、広く普及啓発しています。 　また、申込みに基づく運行のほか、平成 23 年度後期からは区内主要駅付近（日比谷公園、区政会館、秋葉原 UDX）において起震車を定期的に運行し、更なる普及啓発に努めています。 防災講演会・防災貢献者表彰： 　防災週間に合わせ、専門家等を講師に招いた講演会や防災貢献者に対する表彰を実施しています（ＮＨＫ及び丸の内・麹町・神田の各消防署と共催）。区内には、約３万４千の事業所があり、平日昼間には約 85 万人の人々が活動しています。このような状況の中で大規模災害が発生した場合、行政だけで被災者の応急活動を行うことは困難です。そこで、事業所が「自らの命は自らが守る・組織は組織で対応する」という災害対策の基本を認識し、地域社会における構成員としての社会的責任を自覚し防災体制を充実強化していくことを目的として防災講演会を開催し、あわせて防災貢献者表彰を行っています。平成 23 年度は、目黒公郎氏（東京大学大学院情報学環教授、東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター長）を講師に招き、「東日本大震災を踏まえて～首都圏の皆様が学ぶべき教訓と今後の防災対策のあり方～」をテーマに講演いただき、会場の日比谷公会堂には 500 名近い聴衆が集まりました。また、同時開催の防災貢献者表彰では、東京国際フォーラム、秋葉原ダイビル、オリエントコーポレーションの３団体が表彰されました。

企業・事業所等の災害対策の概要

（平成24年度予算9,900千円、平成23年度決算1,857,000円）

（１）備蓄物資等費用助成

ア　目　的　　日頃から地域の防災活動や災害時における災害時要援護者の救出・救援など、減災対策に取り組む企業・事業所に対し、従業員や顧客のために備蓄する物資の費用を一部助成し、地域全体の体制を強化する。

イ　根拠法令　千代田区災害対策基本条例

ウ　対　象　　従業員概ね５人以上３００人未満の町会へ加入している企業等で、自主防災組織への参加があり、町会の推薦がある企業等を対象とする。

エ　内　容　　従業員や顧客のために備蓄する物資の費用の一部を助成する。

（助成率・額）

対象経費の２分の１で、上限は10万円（1事業所１回限り）

なお、平成２４年度からは、町会の推薦があれば３分の２の補助、なければ３分の１の補助

オ　事業開始年度　平成１８年度

カ　実　績

年度	助成企業数
２３	２２　件
２２	１　件
２１	４　件

（２）防災講演会

ア　目　的　　区民や事業所等の防災意識高揚を図る。

イ　根拠法令　千代田区災害対策基本条例

ウ　対　象　　区民、区内事業所、在勤者等

エ　内　容　　防災週間に合わせ、専門家等を講師に招いた講演会や防災貢献者に対する表彰を実施している。

（ＮＨＫ・丸の内・麹町・神田の各消防署と共催）

オ　沿革・事業開始年度　　昭和５０年度から実施している防災講演会を、平成１９年度にNHKハイビジョン防災セミナーと統合した。

カ　実　績　　防災講演会実施状況

	平成２３年度
日時	平成２３年９月１日（木） 13時30分～15時00分
場所	日比谷公会堂
参加人員	４５３名

内容	1．防災貢献者表彰 2．防災講演会 ・テーマ：「東日本大震災を踏まえて～首都圏の皆様が学ぶべき教訓と今後の防災対策のあり方～」 ・講　師：東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター長 目黒　公郎

（３）　防災貢献者表彰

ア　目　的　　防災意識が高く、その取組みが他の模範になる個人又は団体を、防災貢献者として表彰することにより、地域の防災意識向上や普及啓発を図る。

イ　根拠法令　千代田区災害対策基本条例

ウ　対　象　　防災意識が高く、継続的かつ積極的に防災活動に取り組むなど、他の模範となる個人又は団体

エ　内　容　　年に１回、選考委員会を開催し、防災貢献者を選考している。また、毎年実施する「防災講演会」にあわせて表彰を行い、記念品等を授与している。

オ　事業開始年度　平成１８年度

カ　実　績

	平成２３年度	平成２２年度	平成２１年度
表彰団体	株式会社 東京国際フォーラム	学校法人　上智学院	飛島建設株式会社
	ダイビル株式会社 秋葉原ダイビル	前田建設工業株式会社	東宝株式会社
	株式会社オリエント コーポレーション	東京海上日動火災保険 株式会社	

（４）企業に対する震災対策の啓発指導

ア　目　的　　昼間人口が夜間人口の約２０倍である区の特性を踏まえ、企業による震災対策の重要性について普及啓発を図る。

イ　根拠法令　千代田区災害対策基本条例

ウ　対　象　　区内事業者等

エ　内　容　　防災講演会や防災貢献者表彰の実施、地域協力会の設立・支援、帰宅困難者対応訓練の実施、パンフレットによる普及啓発などを行っている。

また、地域協力会の活動、帰宅困難者対応訓練の企画・参加等を通じ、地域、事業所、行政等の連携を強化している。

オ　事業開始年度　平成９年度

企業・事業所の備蓄物資等について購入費用の一部を助成します

●地震に備えて・・・
３日分（お客様の分も含めて）を備蓄をしましょう！
●地震が発生したら・・・
まずは身の安全を図り、あわてて外に飛び出さない・
落ち着いて状況確認しその場にとどまる（直ぐに移動を開始しない）

★　目的

・地域防災体制の整備拡充を図るため、千代田区内の事業者が災害時に必要となる物資を備蓄し資材を確保するための購入費用の一部を助成しています。

★　対象となる企業・事業所

区内で事業を営む事業者（※１）で、次の条件のすべてを満たすものとします。
①従業員が概ね５人以上３００人未満（※２）であること。
②最近１年間に納付すべき法人事業税及び法人住民税の滞納がないこと。
③過去３年間にこの助成金を受けていないこと。

※１…事業所とは、企業の他、学校法人、医療法人、特定非営利法人、個人事業者等の法人をいいます。
※２…同一の法人で区内に複数の事業所又は営業所等を有する場合は、町会の区域を単位として一つの事業所とみなします。

★　助成額等

町会区分	助成率	助成金
・町会に加入し、 ・その活動に恒常的に参加しており、 ・町会長の推薦がある 事業所	３分の２	１０万円まで
・上記以外の事業所	３分の１	１０万円まで

★あらかじめご相談ください。

★　提出書類

① 助成金交付申請書兼誓約書　（１号様式）
② 災害時備蓄物資等購入計画（実績）書　（２号様式）
③ 助成金交付請求書　（５号様式）
④ 実績報告書　（６号様式）
⑤ 都税事務所等が発行する法人事業税及び法人住民税の納税証明書（※）
⑥ 領収書及び内訳が判る書類（物資購入後）（※）
⑦ 備蓄物資の納品時の写真

※…申請時点で最新のものを提出してください。納税証明書や領収書については写しも可能です。

【注】…必要な書類がないと助成金が受けられない可能性がありますのでご注意ください。

申請書等はダウンロードすることができますので、ご利用ください。
（http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/disaster/info_110100.html）

★　申請できる備蓄物資の例

○認められるものの例
保存水、保存食料（携帯食料）、ヘルメット、携帯ラジオ、携帯トイレなど

○認められないものの例
筆記用具、生活用品など日常使用している物品

★　注意事項

○　申請する備蓄物資等の内容によっては、助成金の交付を認められない場合がありますので、事前（備蓄物資等の購入前）にご相談ください。
○　申請要領等は、区ホームページでも公表しています。

【問合せ先】

千代田区環境安全部
防災・危機管理課

電話　５２１１－４１８７

作成日　平成２４年４月

平成２２年度

千代田区事業所防災アンケート調査

報　告　書

平成２３年３月

千 代 田 区

２　調査結果のまとめ

１　防災上の問題点と課題

（１）災害対策事業計画の一層の推進

昼夜間人口の差が大きい千代田区では、平成 18 年３月に制定した災害対策基本条例に「協助」という独自の理念を掲げ、千代田区に集うすべての人々が相互に協力し、災害対策に取り組む必要があると位置づけた。この中で、災害時の協力体制を事前に整備するよう努力義務を課し、これを推進するために災害対策事業計画を策定している。しかし、「町会と一緒に防災訓練を実施」していると回答した事業所は 10%、防災訓練に限らず「町会の行事に参加」している事業所でも 17%に過ぎず、町会との連携を「特に行っていない」事業所は 52%に達しており、事業所と町会の連携が進まず、条例に掲げる取り組みはいまだ十分とは言えない状況である。

一方、災害時における協力としては、「初期消火」が 71%、「要援護者の救援」が 52%、「負傷者の救援」が 52%などとなっており、多くの事業所で災害時の協力は可能と回答している。このことから、日常の具体的な行動ではないものの、いざとなれば協力し、地域に貢献する意識があることを示している。数々の災害からの教訓が示すように、災害時には民間レベルでの助け合いが大きな力となる。昼・夜間区民が連携した防災活動が日常的に行われるよう条例を普及啓発するとともに、帰宅困難者対策地域協力会の支援・拡充をはじめとする災害対策事業計画に掲げる施策を推進していく必要がある。

（２）事業所規模による備蓄率の格差

食料を「備蓄している」事業所は 31%である。平成７年度から今回までの４回の調査を比較してもいずれも３割台で変化がなく、事業所の食料備蓄は横ばいで推移している。これを従業員規模別でみると、300 人以上では備蓄率が 74%だが、規模の小さい事業所ほど備蓄率は低くなり、特に 50 人未満の事業所での備蓄率の低さは顕著である。

また、備蓄しない理由としては、「保管するスペースがない」が 48%と最も多く、「予算がない」は 28%であることから、予算よりスペースの確保を問題にしていることがわかる。

震災時に救援を待つにも、企業として事業を継続するにも、まずは自らの備えで対処をするほかなく、食料の備蓄は欠かせない。こうした中、大規模事業所に比べて中小規模の事業所備蓄が進まない状況への対策として、区は平成 18 年度から中小規模事業所向けの備蓄物資助成制度を始めたが、「制度を活用したことがある」事業所は 0.4%にとどまっている。一方で、「知らなかったが、制度を活用したい」事業所は 42%となっていることから、今後は助成制度の周知に努めつつ、事業所備蓄の必要性を啓発していく必要がある。

（３）不十分な防災教育・訓練

災害時の行動を左右するのは、日常からの教育や防災訓練等によるシミュレーションである。「従業員への防災知識の普及・教育」をしている事業所は 44%となっているが、従業員規模別でみると、10 人未満の事業所では３割台となっており、10 人以上の事業所と比べて低い率となっている。

また、「防災訓練（消防訓練・避難訓練を含む）を実施」している事業所は 45%であるが、従業員規模別にみると 10 人未満の事業所は３割台と同じく低い率となっている。

事業所における従業員への防災知識の教育については、災害時の被害を軽減するために当然実施すべき「自助」の対策として千代田区災害対策基本条例に規定されている。また、

防災訓練については、他法令による義務規定もある中で、全体的に十分とは言いがたい実施率である。特に中小の事業所は、組織的な訓練等の実施が困難なため、区が実施する防災講演会や各種訓練への参加、ほりばた塾の活用等について広く周知し、防災知識の普及・啓発を進めていく必要がある。

（４）防災関連情報に対する広報活動の一層の推進

区内全域が地区内残留地区であると「知っている」事業所は 22%、帰宅困難者支援場所を「知っている」事業所は 32%で、ともに半数以上の事業所に認知されていない。これらは、100 名以上の事業所では半数以上が認知しており、中小規模の事業所への周知が課題である。

また、各主要ターミナル駅で設立している帰宅困難者対策地域協力会を「知っている」事業所は９％で、認知度が十分とはいえない。

以上のように災害対策関連情報の認知度は十分ではないものの、帰宅困難者対策地域協力会については「自発的に参加したい」または「依頼があれば参加する」と回答した事業所が 32%となっている。今後、一層の広報活動により、認知度の向上と地域協力会への参加促進を図っていく必要がある。

（５）帰宅困難者対策

帰宅困難者対策について「取り組んでいる」事業所は 10%、「取り組み中」は６％となっており、対策が進んでいない。しかし、「関心はあるが取り組んでいない」は 62%となっており、依然、関心が高い状況である。今後も訓練への参加を呼びかけるとともに、対策の重要性を広く周知して事業所の取り組みを進めていく必要がある。

（６）大企業で進むＢＣＰ策定

ＢＣＰ（事業継続計画）について「知っている」と回答した事業所は 17%で、「聞いたことがある」を含めると 39%となっている。ＢＣＰを「策定している」事業所は９％、「策定予定」が 24%であり、ＢＣＰの認知や実際の策定作業が進んでいない。

従業員規模別では、300 人以上の大企業では認知度が 84%、策定済みが 55%で、策定予定を合わせると 89%で策定が見込まれる。このようにＢＣＰへの取り組みは大規模事業所が先行しているが、震災等の被災による社会全体への影響を鑑み、中小規模の事業所でのＢＣＰ策定が強く求められる。

また、すでに策定済みの事業所に対し、策定時に困難だったことを聞いたところ、「計画の実効性の確保」が 47%となっていることから、策定後は図上訓練などによるシミュレーションにより実効性を確保していくことが重要である。

（12）　水・食料備蓄の有無

「従業員用のみ備蓄」が 26%、「従業員、顧客用ともに備蓄」が５%となっている。
一方、「備蓄の予定はない」は 37%、「備蓄していないが、検討している」が 25%となっている。

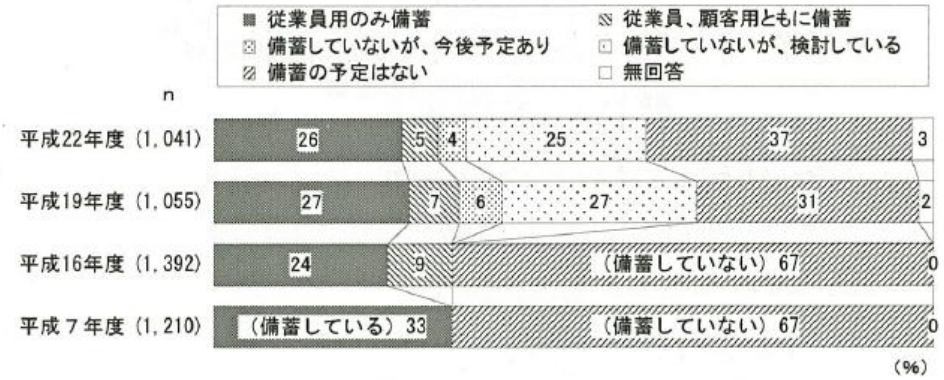

（注）平成 16 年度調査においては「備蓄していないが、今後予定あり」「備蓄していないが、検討している」「備蓄の予定はない」の選択肢はなく、「備蓄していない」の選択肢を加えている。
平成７年度調査においては、「備蓄している」「備蓄していない」の２つの選択肢のみで聞いた。

（12－１）水・食料品の備蓄量

①水
「３日分以上」は 48%となっている。

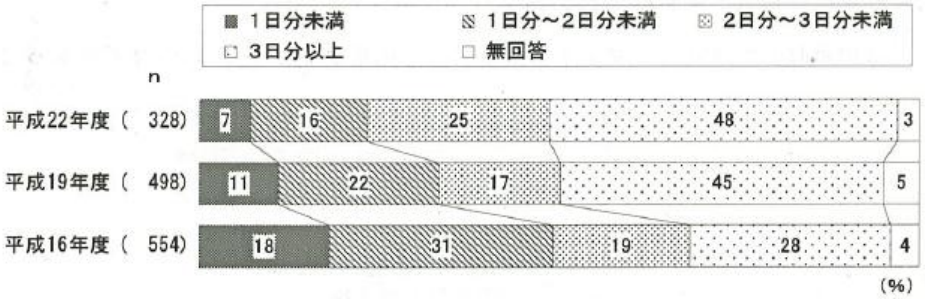

②食料
「３日分以上」は 38%となっている。

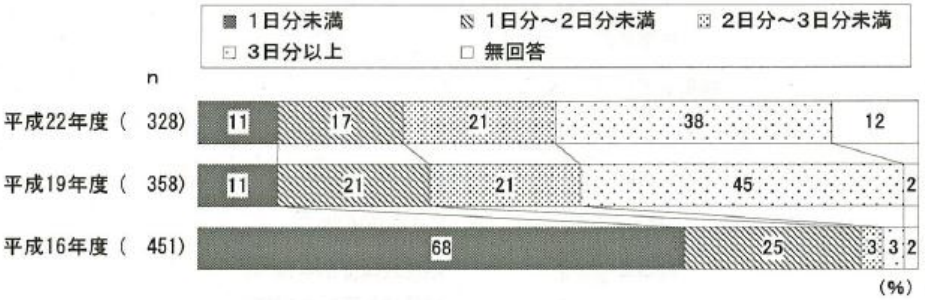

（注）平成 22 年度調査においては、①②ともに、水または食料を備蓄している事業所数を母数としているが、平成 19 年度調査・平成 16 年度調査においては、①は水を備蓄している事業所数、②は食料を備蓄している事業所数を母数としている。

（12－2）水・食料備蓄の予定がない理由

「保管するスペースがない」が 48%で最も高く、次いで「予算がない」が 28%、「コンビニエンスストア等ですぐ手に入れることができる」が 26%などの順となっている。

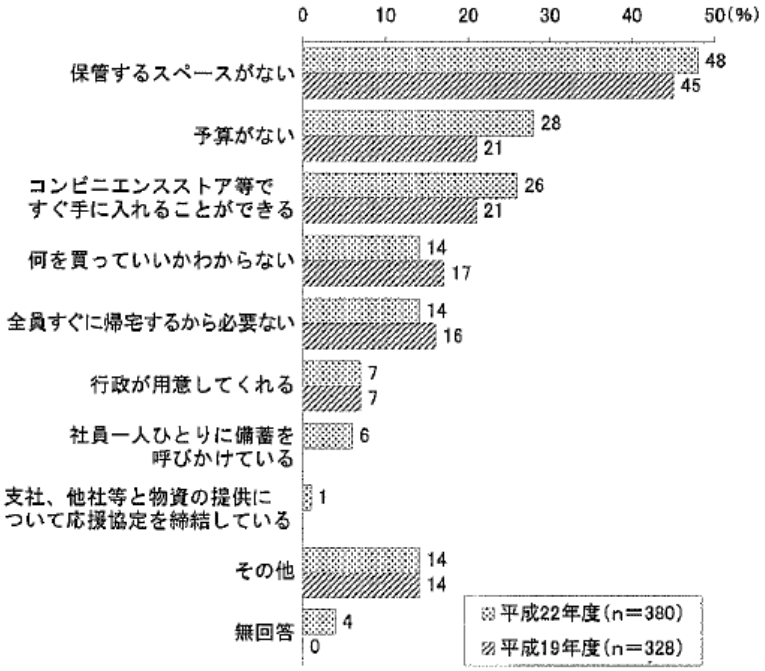

（13）災害対策用物資・機材の備蓄状況

「懐中電灯」が 49%、「マスク」が 37%、「携帯ラジオ」が 33%などとなっている。

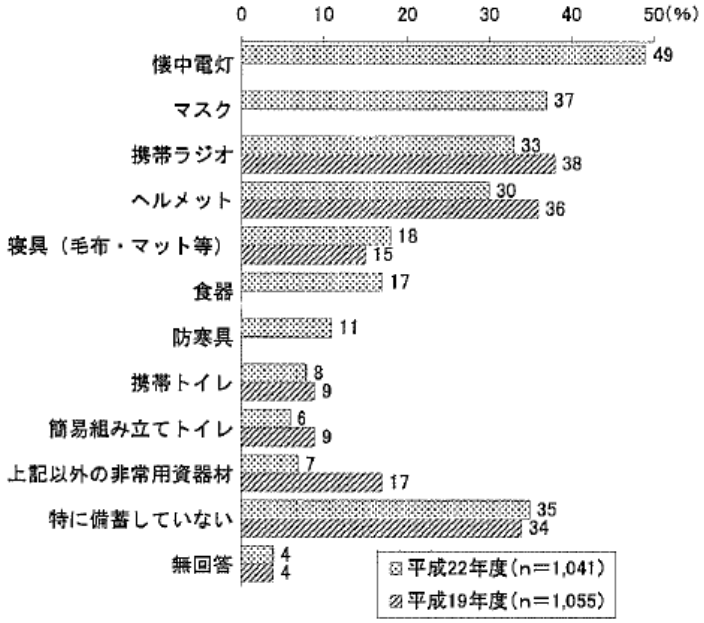

（注）平成 19 年度調査においては、「懐中電灯」「マスク」「食器」「防寒具」の選択肢は聞いていない。

（13－１）物資・機材の備蓄場所

①備蓄場所

「執務室（空スペース）」が 41%、「個人用のロッカー」が 37%などとなっている。

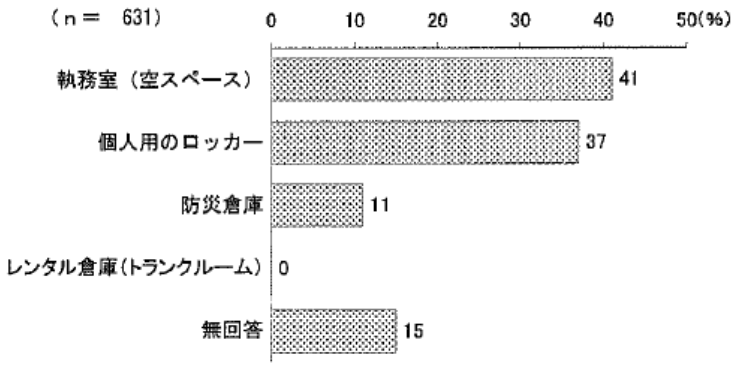

②備蓄場所の延床面積

執務室（空スペース）・防災倉庫・レンタル倉庫（トランクルーム）の延床面積は、「３㎡以下」が 28%、「４～10 ㎡」が 15%となっている。

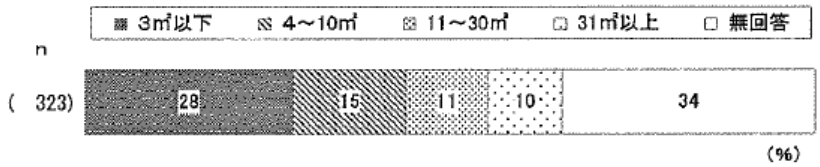

（13－２）今後の物資・機材備蓄の予定

水・食料以外の災害対策用物資・機材を備蓄するかどうかについては、「予定がある」は１%で、「検討中」が 31%、「予定はない」が 64%となっている。

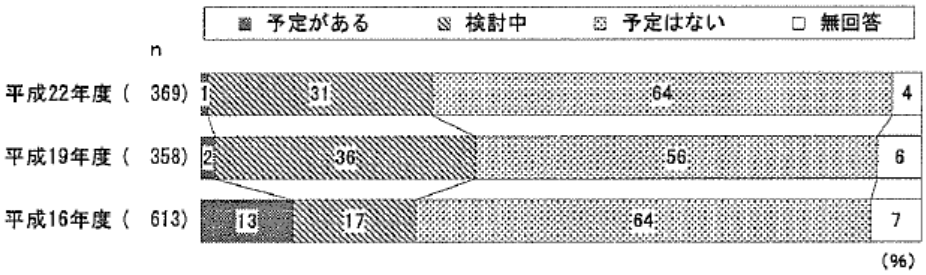

（14）備蓄物資の購入費用助成制度の認知度

「制度を活用したことがある」は 0.4%で、「知らなかったが、制度を活用したい」が 42%となっている。

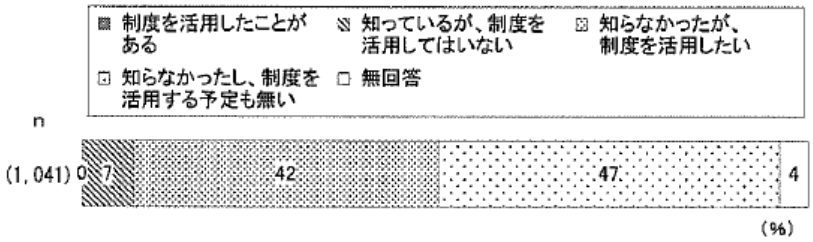

（15）地下スペースの有無

「ある」は 33%、「無い」は 64%となっている。

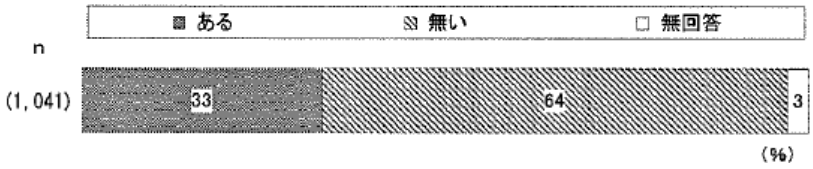

（15－1）水害時のマニュアルの作成状況

地下スペースのある事業所のうち、水害時のマニュアルを「作成している」事業所は 9 %で、「作成する予定は無い」は 63%と高くなっている。

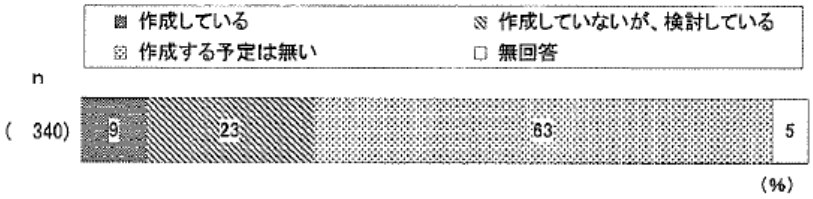

（16）地区内残留地区の認知度

「知っている」は 22%、「知らない」は 76%となっている。

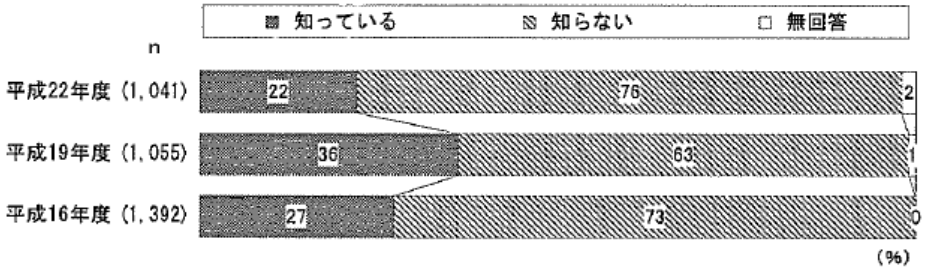

大規模災害時における被災者受け入れに関する協定締結先

【大学】

名称	施設	協定締結日	住所	電話番号	受入人数	施設でできること
大妻女子大学	大学	平成23年12月13日	三番町12	5275-6021	未公表	医療資器材、食料、生活必需品等の備蓄物資提供（原則として、女性に限る）
東京家政学院	大学	平成21年3月19日	三番町22番地	3262-2252	未公表	医療資器材、食料、生活必需品等の備蓄物資提供（原則として、女性に限る）
二松学舎大学	大学	平成20年3月26日	三番町6－16	3261-7407	未公表	医療資器材、食料、生活必需品等の備蓄物資提供
日本大学	大学	平成19年2月1日	三崎町1－3－2 九段南4－8－24 三崎町2－3－1	5275-8112	未公表	医療資器材、食料、生活必需品等の備蓄物資提供
上智大学	大学	平成18年3月30日	紀尾井町7－1	3238-3523	未公表	医療資器材、食料、生活必需品等の備蓄物資提供
専修大学	大学	平成17年3月29日	神田神保町3－8	3265-6821	未公表	医療資器材、食料、生活必需品等の備蓄物資提供
法政大学	大学	平成17年3月29日	富士見2－17－1	3264-9476	未公表	医療資器材、食料、生活必需品等の備蓄物資提供
明治大学	大学	平成16年1月14日	神田駿河台1－1	3296-4220	未公表	医療資器材、食料、生活必需品等の備蓄物資提供

【事業所等】

名称	施設	協定締結日	住所	電話番号	受入人数	施設でできること
(株)東京エフエム	ホール	平成24年3月1日	麹町一丁目7番	3221-0080	300	食料、生活必需品等の備蓄物資提供
財団法人　総評会館	会議場	平成24年3月1日	神田駿河台三丁目2番11号	3251-0311	100	食料、生活必需品等の備蓄物資提供
ホテルメトロポリタンエドモント	ホテル	平成20年8月29日	飯田橋3－10－8	3237-1111	未公表	食料、生活必需品等の備蓄物資提供
ホテルニューオータニ	ホテル	平成21年3月19日	紀尾井町4－1	3265-1111	未公表	食料、生活必需品等の備蓄物資提供

現在、区内に大規模施設を有する数社と協議中。

千代田区における新たな被害想定の概要について
～首都直下地震等における東京の被害想定～

東京都は、平成 18 年に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」を見直し、平成 24 年 4 月 18 日に新たな被害想定を公表しました。

この見直しにあたっては、フィリピン海プレート上面の深度が従来の想定より浅いという最新の知見が反映されたほか、これまでの首都直下地震（東京湾北部地震及び多摩直下地震）の想定に加え、「元禄型関東地震（海溝型地震）」及び「立川断層帯地震（活断層型）」を追加し、津波の被害想定等を実施しています。

想定の結果、東京都内に最大震度 7 の地域が出るとともに、震度 6 強の地域の範囲が広がりました。また、都内死者数については、最大で約 9,700 人（前回約 6,400 人）と想定されています。

本区における被害想定等は、以下のとおりです。

1　震度想定

東京湾北部地震では、区内のほぼ全域が震度 6 強（前回：震度 6 強‥74%、震度 6 弱‥26%）

2　津波・浸水想定

区内においては、津波、浸水による人的・建物被害は想定されていない。

3　被害想定（最大被害想定値）

			前回(H18)想定	今回想定	備　考
人的被害	死者数		51人	336人	うち ゆれ・建物被害333人
	負傷者数 （うち重傷者数）		8,100人 (1,191人)	12,858人 (1,679人)	うち ゆれ・建物被害12,822人
物的被害	建物被害（全壊）		765棟	835棟	うち ゆれによる全壊被害824棟
	建物被害（半壊）		ー棟	1,775棟	うち ゆれによる半壊被害1,528棟
	焼失棟数		20棟	2棟	
	ライフライン	電力施設（停電率）	6.1%	31.5%	
		通信施設（不通率）	0.9%	1.3%	
		ガス施設(供給停止率)	59.4%	83.1%	
		上水道施設(断水率)	37.4%	53.4%	
		下水道施設(管渠被害率)	23.3%	28.8%	
その他	帰宅困難者の発生				
		区内全域	570,885人	501,355人	
		東京駅滞留者 (帰宅可能者含む)	198,309人	551,627人	うち 屋外滞留者34,308人
	避難人口(ピーク:1日後)		17,820人	11,076人	
		うち避難所生活者数	11,538人	7,200人	
	エレベーター閉じ込め台数		554台	645台	
	災害時要援護者死者数		10人	13人	
	自力脱出困難者数		787人	4,417人	
	震災廃棄物		23万トン	60万トン	

施策 26：昼間区民への災害時支援体制を確立します これまでの主な取組みと課題

1 帰宅困難者の抑制について

（1）これまでの取組み

◆「あわてて外に出ない、会社にとどまる」ことの普及啓発

- 『昼間区民向け災害対応マニュアル』の配布（窓口、HP、訓練時等）
- 区ホームページ、広報千代田による啓発
- 地域のフリーマガジンなどを通じた周知
- 地域協力会の活動（HP、チラシ、マニュアル配布を通じた周知）
- 防災講演会（H23 講演テーマは「東日本大震災の教訓」）の実施
- シェイクアウト訓練（一斉防災訓練）の実施
- 帰宅困難者対応訓練の実施

◆「会社にとどまる」ための助成制度

- 企業・事業所の備蓄物資購入費用助成

◆やむをえず帰宅する場合の支援

- 千代田区『昼間区民向け災害対応マニュアル』の配布（発災後）
- 千代田区「防災行政無線」や「安全・安心メール」による情報配信
- デジタル無線（MCA 無線）による地域協力会との情報交換
- 総合防災案内板への帰宅支援情報の掲示
- 地域協力会作成の「帰宅支援マップ」の配布

（2）課題と今後の方向性

防災講演会やチラシ･マニュアル配布等による普及啓発や、より実効性の高い帰宅困難者対応訓練の実施とあわせて、状況確認後のスムースな帰宅を支援するための対策を進め、「帰宅困難者の発生抑止」と「安全で円滑な帰宅」の両面に取り組んでいきます。

2 帰宅困難者の受皿の確保について

（1）これまでの取組み

- 大規模災害時における帰宅困難者等被災者受け入れに関する協定締結先については、別紙（資料 10）のとおりです。
- 現在、民間企業のほか、再開発事業者や学校など、複数の団体と交渉しています。

（2）課題と今後の方向性

順次、受入協定の締結を進めていますが、災害時の混乱やスタッフ不足などから実際の対応を不安視する傾向や、協定締結のメリットが感じられないといった声もあります。また、余震等により避難者が負傷した場合の責任問題などがネックとなって、協定締結に消極的になる企業等も見受けられます。

このため、「受け入れ態勢が整った場合に限って施設を開放する」ということを大前提とし、受け入れに必要な備蓄や情報伝達のためのデジタル式無線機の配備などについては区が負担します。また、協定締結が企業の社会貢献（CSR）につながることを企業メリットとしてとらえ、働きかけていきます。

【受け入れ側からの主な意見】

- ･協定のメリットが感じられない。
- ･協定より災害時の協力要請の方が柔軟な対応できる。
- ･事前に協定締結施設と公表されると帰宅困難者が殺到する恐れがある。
- ･事業所としての災害対応のため人手が足りない。
- ･災害時の経費補償が不明である。
- ･余震等で帰宅困難者が負傷した場合の責任がとれない。
- ･他社の動向を見て判断したい。

3 災害時の情報発信について

（1）これまでの取組み

- 防災行政無線、区ホームページ、安全・安心メールによる情報配信
- デジタル無線（MCA 無線）による区有施設・関係機関、帰宅困難者対策地域協力会、帰宅困難者一時受入施設との情報交換
- 地域協力会会員企業間における災害時の情報共有（トランシーバー、HP、Facebook 等）

（2）課題と今後の方向性

停電や機器の損壊等を想定し、複数の情報伝達手段を確保する必要があります。

また、災害時に地域に密着したローカルな情報（区内の被害状況、交通機関の運行状況、避難所等の開設状況等）を迅速･的確に提供していく必要があります。

このため、既存の情報伝達手段に加え、携帯電話会社の緊急速報メールやエリアワンセグによる情報提供を導入するとともに、デジタルサイネージやパブリックビューイング、FM局、ローカルテレビ局などを活用した情報提供について、関係機関と協議を進めます。

また、区などの行政機関が収集する情報はより正確を期することから時間を要することがあるため、ツイッターやフェイスブック、地域協力会が開設したホームページ等による情報発信もあわせて活用し、情報の即時性や具体性も担保していきます。